エクスプレスサービス 会員規約集 提携コーポレート会員(AMEX)

H27 11版

アメリカン・エキスプレス[®]・JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

第1条(総則)

1. 本規約は、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル、Inc. (以下、「カード会社」といいます。)が、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR 東海」といいます。また、カード会社とJR 東海とをあわせて「両社」といいます。)と提携して発行し、第2条に定める会員に提供する「アメリカン・エキスプレス・JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード](以下、「カード)といいます。)に関して適用される条件を定めるものです。第2条に定める会員は、本規約に同意の上、カードの利用をするものとします。

2. 規約名称は、「アメリカン・エキスプレス®・JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約」(以下、「本規約」といいます。)といい、略称を「エクスプレス・コーポレート・カード会員規約」(以下、「本規約」といいます。)といい、略称を「エクスプレスコーポレート規約(アメリカン・エキスプレス)とします。(フターネット、携帯電話の画面上、その他において「エクスプレスコーポレート規約(アメリカン・エキスプレス)」とある場合は、本規約を指すものとします。

3. 法人カード規約等とは、第2条第1項に定める法人会員または第2条第2項に定めるカード使用者に適用されるカード会社が規定する規約等(これらに付属する特約等合む)をいいます。

使用者に適用されるカード会社が規定9の級取りていたのします。
第2条(会員)
1. 「法人会員」とは、本規約、法人カード規約等および本規約の一部を構成するものとしてJR東海が別途定める「エクスプレス予約サービス(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)に関する特別」(その特約を含む)、(以下「エクスプレス予約サービス特約(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)に関する特別」(その特約を含む)、(以下「エクスプレス予約サービス特約(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)といます。(シを本認のうえ、カード之針では、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員は、法人会員が登録され、JR東海が提供するサービスを受けることができるものとします。
2. 「カード使用者」とは、法人会員の承諾に基づき、法人カード規約等を承認のうえ、カード会社にカードの発行を申し込み、カード会社が審査のうえ認めた役員または従業員をいい、法人カード規約等に基づき、両社との連絡調整等を行っ責任者として、役員または従業員(臨時雇用、順記を除く)の中から両社に所定の方法で信け出た担当者をいいます。なお、法人会員は、管理責任者を法人会員の部課・事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位(以下、「カード利用単位」といいます。(とおいて届け出ることができます。この場合、管理責任者と法人会員の部課・事業所等。組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位(以下、「カード利用単位」というに対している。「おりました」(本規約において「会員)とは、法人会員およびカード使用者をいいます。第3条(カード発行) 1 キードの全計は 本規約において「会員」とは、法人会員およびカード使用者をいいます。第3条(カード発行) 1 キード・クロードを発行します。

4. 本規約において「会員」とは、法人会員およびカード使用者をいいます。 第3条(カード発行) 1. カード会社は、本規約および法人カード規約等に基づき会員に対しカードを発行します。 2. カードの所有権は、カード会社に属します。 第4条(JR 東海下の個人情報の提供および利用に関する同意) 1. 会員は、カード会社が保護措置を譲じた上で、JR 東海に対して、カード使用者による乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引を目的として、次の各号に定める個人情報を提供し、JR 東海がこれを利用することに同意するものとします。 (1) 法人カード規約等に基づきカード会社に提供のあった情報もしくは第5条第1項に定める会員等がカード会社に提出する書類等に記載されている情報に会員氏名、勤務先名称、社員番号、郵便物送付先住所、勤務先電話番号、自宅住所、自宅電話番号、性別、生年月日) (2) カードの申込みにより発行されるカードに関する入今日 種間 全員釆具・右がは同じは

社員番号、郵便物送付充任所、勤務充電話番号、目毛比所、目七電配冊号、比加、工年月日 (2)カードの申込みにより発行されるカードに関する入会日、種別、会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限および変更後の会員番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く) (4)カード会員資格の喪失(ただし、その理由は除く) (5)カード申込みに対する審査の結果しただし、その理由は除く) (2)会員は、前項の同意の範囲内で、RR東海が当該情報を利用している場合であっても、JR東海に対しその中止を申し出ることが出来ます。但し、JR東海の提供する基本的なサービスを行うために当該情報が必要な場合は、この限りではありません。 第5条(JR東海による会員情報の収集等に関する同意) 1、法人会員お述び人会も申込込まれた方(以下「法人会員等」という。)ならびにカード使用者およびカード使用者をして入会を申込込まれた方(以下「法人会員等」という。」は、JR東海が会員等の会員情報人会員等」と「カード使用者等」を「サービスを申、は、JR東海が会員等の会員情報とりが表うことに同意します。

1) JR 東海のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報(以下「会員情報」といます。を収集するごと (ア)法人会員等の人会申込時の法人名、法人代表者、管理責任者、所在地、電話番号等、およびごれらすべての変更情報 (イカード使用者の氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・勤務先情報(勤務先所在地・所属部署)・メールアドンスおよびこれらすべての変更情報 (ウ) JR 東海が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報 (エ)利用可能枠等、JR 東海が会員との取引のため、カード会社より提供されるクレジットカード情報

(エ)利用可能辞等、JK来神か、云東こいがよいこのでは、 カード情報 (オ)会員との取引に際し、JR東海が会員の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記 載内容を確認し記録すること、または写しを人手することにより得た本人確認を行うた めの情報(なお、この写しこつ)では理由の処何を問わず返還しません。) (2) JR東海が次の目的のために会員情報を利用すること (ア)カード使用者による乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取 されたが

(イ)JR東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送

10 9 のにめ (ウ) JR 東海の販売状況分析、商品開発のために利用するため。ただし、本号 (イ) および (ウ)に定める宣伝物の送付・商品開発等について中止を申し出た場合、JR 東海

録の初期化手続を行うものとする。カード使用者が会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、カード使用者の登録を取り消す。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービスの画面に表示することにより通知する。
7. カード使用者が第2項に定める登録手続を行った後、又はカード使用者が第6項に定める会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から号続完了の通知がない場合。別に定める別、東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンターという。まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。
8. 法人会員及びカード使用者は、第5項又は第6項により、カード使用者が本サービス利用停止又は登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生したカード使用者の本サービスの利用に基づ債務の負担は、理由の如何を問わず免れ得ないものとする。
9. カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、当社の定める運送約款、収下同じ、したるものとする。
(第3条:お客様情報の登録・修正)カード使用者は、第2条第2項で登録と作報又は回数を問わずこれを修正登録したもの(以下)お客様情報という。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うむのとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。
(第4条:利用環境、受付期間、受付時間、同客時間等)
1. 本サービスを利用するための通信端末、プロウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)(以下)エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)(以下)エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)(以下)エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)(以下)エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)(以下)エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)(以下)エクスプレス予約計した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間ずび

2. 本サービスを利用した栗甲 安却の駒へ ラジス11別間、スロサ間はスロ州 女出音で呼回エロに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとする。
(第5条:申込
本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された旧及びシスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、乗車券類の購入等の申込をするものとする。
(第6条:回答方法、決済)
1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したとメールアドレスに対するとメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行う。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネッによる申込(携帯電話・スマーナフォン専用サイトでの申込を除く。)に対する当社から回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したとメールアドレスに対する当社から回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したとメールでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者のカードにより決済手続が行われるものとする。したかって、カード使用者のホーナにより決済手続が行われるものとする。したかって、カード使用者のホーナにより決済手続が行われるものとする。したかって、カード使用者のホーナにより決済手続が行われるものとする。したかって、カード使用者のホーナにより決済手続が行われるものとする。したかって、カード使用者のホーナにより開除して、カード使用者のホーナにより間除するものとする。

単分型の耐入可能に扱い、エクスノレストットにより同和するものとする。
4. 削除
5. 乗車券類の変更、払戻等を含む、)に
より過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することと
する。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売した
のち、変更前の乗車券類の必更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売した
のち、変更前の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける
場合があるものとする。
まっ、関係を表し、対策に

場合があるものとする。 (第6条の2:カード使用者の間い合わせ窓口) 1.カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR 東海エクスプレス 予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター)という。)にて受け付けるものとし、その電話 番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。 2.カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録す るが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に 基づき破正じ即ある。

るが、当社ホームペーン Ei-19ハッ 의間八田 Eiの記ませるが、当社ホームペーン Ei-19ルッション 基づき厳正に取扱う。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断した行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで連やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。
連絡を行い、その指示に従うものとする。

連絡を行い、その指示に従うきのとする。 (第7条: 契約成立後の乗車券額の扱い) 1、本サービスによりか一使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約及び 本特約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款(旅客管 業規則その他の運送粉款、以下同じ、)の適用を受けるものとする。 2、本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、 北戻を行うまでの間、当社において保管する。 新頭により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を 除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。 (第2条: 多即)

除き、当在又は他任の定める建広料料の週間で来いるロップにする。 第8条:受収) カード使用者は、当社が別に定める窓口(以下「受取窓口」という。)において、当社が別に定 める方法により、第7条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うたのとする。 カード使用者が前項の受取を行う際には、カード以主EXーにカードが必要となるほか、カード 使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、 当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によること リエアルタイプレード

当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3、第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとする。
4、前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類にとに、以下のように取り扱うものとする。
(1)特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン申用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。
(2)特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとする。
5、カード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第7条第2項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、

は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は、本項第7号(イ)に定める相談窓口に連絡するものとします。) カード使用者が、JR 東海またはカード会社に対して届け出た会員の氏名、住所、電話番号、 勤務先等に誤りがあり、JR 東海またはカード会社の一方にのみ変更の届出があった場合に ついては、当該届出いただいた情報について、JR 東海およびカード会社が相互に提供する 場合があるとと

場合があること
(4) 会員情報の収集・前項の利用目的に該当する業務を、JR 東海が他の企業に委託する場合、JR 東海は当該業務委託の処理に必要な範囲で、会員情報の保護措置を講じた上でカード使用者の会員情報を別ましると、
(5) JR 東海の会員情報の共同利用
エクスプレス予約ホームページ上において公表する会社(以下「共同利用者」といいます。)が同ホームページに掲げる目的で、第1項第1号に記載のカード使用者の会員情報を、共同して利用することおよび、共同利用に関する責任者をJR 東海とし間い合わせ窓口は本項第7号(イ)記載の窓口とすること
(6) JR 東海からの個人情報の提供およびその利用カード会員への割引等のサービス提供のため、JR 東海の技術する観光施設のうち、カード会員がサービスの利用を希望する施設に、本項第1号記載の個人情報を提供すること
(7) JR 東海による個人情報の提供すること
(7) JR 東海による個人情報の開示・訂正・削除
(ア)カード使用者等は、JR 東海に対して、自己に関する個人情報を提供するよう請求ができること

(7)カード収用名字は、JR、東海に入りて、自己に関する個人情報を開かするよう副水ができるとと (4) JR 東海に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口とすることと 〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85 JR 東海品川ビルA 棟 東海旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター 電話0120-417-419 (ウ) 万一登録内容が不正確。または誤りであることが判明した場合には、JR 東海は所定の手続きにより、これを訂正・削除することが判明した場合には、JR 東海は所定の手続きにより、これを訂正・削除すること (8) 本規約に不同意の場合 JR 東海は、カード使用者等がカード入会に必要な記載事項(入会申込書面でカード使用者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合、カードへの入会申込をお断りすること (法人会員は、管理責任者の氏名、年齢、生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先情報(勤務先所在地・所属部署)・メールアドレスおよびこれらすべての変更情報をJR 東海に提供するにあたって、あらかじめ管理責任者かんから当該情報提供について同意を得るものとします。

す。1. カード使用者は、JR東海との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービスの購入履歴等の情報が、JR東海から法人会員に提供されることを同意するものとします。
4. 本条に定める同意事項に関連して(法人会員が、本条第2項の同意を得ていない場合を含みます。)カード使用者または管理責任者に生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、JR東海およびカード会社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。
5. 本条第3項に基づきまたは関連してJR東海またはカード会社がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害にれに対処するために要した費用の負担を含む。)を被った場合は、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

ものとします。
第6条(利用内容の共有)
会員は、両社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することを予め同意するものとします。
第7条(JR 東海でのカードの使用)
、会[は、JR 東海の指定するJR 東海の窓口等で原則としてカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の署名をすることにより、乗車券類等の商品の購入、サービスの提供を受けることができます。ただし会員は、利用できない乗車券類等の商品、サービス等があることをあらかじめ承諾します。

します。
2. 会員のJR 東海でのカードの利用について、カード会社が適当と認める場合は、前項にかかわらず、所定の帳票への署名に代えて端末機への暗証番号の入力等、カード会社が適当と認める方法によって取引を行うことができる場合があります。
3. 会員は、インターネット等によってJR 東海と取引を行う場合は、カードの提示に代えて、カード会社が必要と認める個人情報等をJR 東海に送付すること等により、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段としてカードを利用できます。
4. 会員は、R 東海が定める「エクスプレス予約サービス(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)に関する特約」を遵守するものとします。なお、会員がカードに署名し、又はカードを利用したことにより、「エクスプレス予約サービス(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)に関する特約」を適等するものとします。なお、会員がカードに署名し、又はカードを利用したことにより、「エクスプレス予約サービス(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)に関する特約」を承認したまのとします。

第8条(代金の支払い) ミ員は、JR 東海におけるカード利用代金等を法人カード規約等に定める方法により支払うものと

します。 第9条(カードの紛失・盗難) カードの紛失・盗難にかかわる措置は、法人カード規約等によるものとします。 第10条(加盟店との紛議) 会員がカードを利用して、JR 東海の指定するJR 東海の窓口等以外のカード会社の加盟店等で 購入した物品又は受けたサービスに関して生じた紛議については、JR 東海は一切の責任を負い ませる

ません。 第11条(届出事項の変更) 1. 両社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座等に変更が生じた場合 は、両社が適当と認めた方法により法人会員またはカード使用者が遅滞なくカード会社の定める 方法により届け出るものとします。 2. 前項の届出がないために両社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着 しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員またはカード使用者に到着したものとみな 1ます

します。 3. 本条第1項の届出がなかったことにより、会員が被った損害について両社は免責とし、両社の 一方または両方が被った損害については会員の責とします。

一力または同クル FA フェルー 第12条(退会) 会員が都合により退会する場合は、法人カード規約等によるものとします。

会員が都合により設会する場合は、法人カードルポリテレーなっている。。 第13条(会員資格の取消) 1. 会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、本項第1号においては当然に、本項第2号及 び第4号においては、相当期間を定めたJR東海またはカード会社からの催告後に是正されな い場合、本項第3号、第5号及び第6号においてはJR東海またはカード会社が会員資格の取 消の通知をしたときに会員資格を取り消されます。なお、法人会員が法人カード規約等のいず

第3項に規定する受取期間の満了日とみなす。 (第9条:受取後の乗車券類の扱い) カード使用者が第8条衛1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード 使用者は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提 を得たされた。

カード使用者に当かの駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとする。
第10条: 変更の可能性)
1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができる。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。またこの変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った利益については、当社は一切責任を負わない。
(1)第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
(2)第5条の申込方法
(3)カスターセンターの電話番号、受付時間等
(4)第8条第3項の受取期間
(6)その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
(6)その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
(2)単社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うとができる。
(2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができる。
(3)その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができる。
(第11条:お客様情報の使用等)本サービスの一部又は全部を終了させることができる。
(第12条:法会会員及びカード使用者の養務)
1.カード使用者は、本サービスを見等に関する情報(購入履歴及びサーバー通信履歴等)についての財扱、は、カード使用者の養務)
1.カード使用者は、本サービスを関連して当社又は第二者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに関連とて当社又は第二者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに関連とて当社又は第二者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに関連して当社又は第二者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支险を含たす恐れのある行為、本サービスに関連して当社又は第二者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支险を含むである。人間もによっないものとする。

為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。
(第13条、カード使用者の責任、当社の免責、損害賠償)

1. カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びにIDによりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の利自について、一切責任を負わない。
(1) お客様情報の内容に事実と異なる内容(誤記) 記入漏れ等を含む)があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(2) カード使用者のID 及びパヌフードの使用上の誤り又は管理不十分により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(3) 当社が第2条第5項によりカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(4) 当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(5) 当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者の本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者の携帯電話又はかりカスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者の携帯電話又はかりカステムとによりまの主に対し、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯電話又はがり出かまの発展とファルティの問題がある場合等に法人会員、カード使用者又は第三者が初った不利益。

た不利益

ことによりID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
(9)カード使用者が登録した。メールアドレスに対し当社から。メールが送信されるに伴い、法人会員又はカード使用者が登録した。メールアドレスに対し当社から。メールが送信された。伴い、法人会員、カード使用者の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された。メールに付随していたウェルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断した。もかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した。当社から送信された。メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。(11)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、かード使用者が登録した。メールアドレスに対し、対し当社から送信された。メールにより法人会員、カード使用者が登録した。メールアドレスに対し、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した。メールアドレスに対し、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した。メールアドレスに対し、シード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法合の定めに違反したことにより、又は本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負っことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
3.カード使用者がよったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益。
3.カード使用者が本特約、及び当社の定める運送約款及び法令の定めに違反して当社又は第三者が被した不利益。
3.カード使用者が本特約、及び当社の定める運送が対めなど間する通知は、当社のとす。とのとする。(第14条:通知及び同意の方法)

三者に損害を与えた場合、当該カード使用者は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。 (第14条:通知及び同意の方法) 1. 当社からカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイトへの掲示、カード使用者が登録したとメールアドレスに対する当社からのeメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行う。 2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容をカード使用者が承諾したものとみなす。

(第15条:権利の帰属) 本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販 売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人 会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。 (第15条:権利の帰属)

れかについて会員資格を喪失した場合には、両社と法人会員との間に適用される全ての法人カード規約等について、当然に会員資格を喪失するものとします。
(1)会員が入会時に虚偽の申告をした場合
(2)本規約のいずれかに違反した場合
(3)本規約のいずれかに違反した場合
(3)本規約のいずれかに違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき
(4)カードの利用代金の支払いを遅滞した場合
(5)会員の信用状態に重大な変化が生じたとJR東海又はカード会杜が判断した場合
(6)カードの利用状況が適当でないとJR東海又はカード会社が判断した場合
(6)カードの利用状況が適当でないとJR東海又はカード会社が判断した場合
(2)前項の場合、会員は直ちにカードを力ード会社に支払したのとします。
(3)次に該当た場合、JR東海又はカード会社に支払したのとします。
(1)法人会員の1年あたりの東海道新幹線区間を含むエクスプレス予約でのカード利用代金を、年末時点でカード会社が会員に責ちしているカードの総枚数で割ったカード1枚金を、年末時点でカード会社が会員に責ちしているカードの総枚数で割ったカード1枚金た、9点が法人カード規約等の会員資格のよりによります。
(4)会員が法人カード規約等の会員資格のいずれかを喪失した場合は、本規約による会員資格も喪失するものとします。

して週刊するものとします。 第16条(規約の改定ならびに承認) 本規約が改定された場合は、JR東海又はカード会社がその内容を通知または公告した後に 会員がカードを利用したときは規約の改定を承認したものとみなします。

エクスプレス予約サービス(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)に関する特約

(1)前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)が

た場合。 (9)その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。 6.カード使用者は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

1.定義
(1)本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。)およびJR東海が提携する企業(以下、「提携各社」という。)が、「JR東海エクスプレス・(Visa・MasterCard・JCB)カード会員規約」(※1)に定める会員(以下、「会員」という。)に対し、各種サービスを提供するプログラム(以下、「本プログラム)という。)について定めます。
(2)本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
(3)ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。

(3)ボインでは、云貝によるチノロノンのパットます。 ます。 (4)特典とは、会員の利用申込みに応じてJR東海及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。 (5)特典グリーン券等とは、特典のうち、会員が一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービスを利用する場合に購入できるサービス又は乗車券類をいいます。

・JR 東海エクスプレス・カード(ヒ ア科特州) 云貝
3. ボイントの 着積
(1) ボイントの 着積
(1) ボイントの 着積
(2) 会員が、会員でなくなったときは、蓄積されていたボイントは無効となります。
(3) ボイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取等のほか、JR 東海皮び提携各社の定める商品購入・サービス利用に際し、付与されます。
(4) ボイントは、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に対し蓄積されます。
(5) JR 東海及び提携各社は、ボイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるよのレーます

(3) 引来が入るまた。 るものとします。 (6) ポイントは、別に定める蓄積条件に基づき、口座に登録されることで付与されます。会員 は、ポイントが口座に登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはで キャム・レ

れはなりません。 エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、 特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合がありま

, 。 4. ポイントの有効期限

イントの共有・合算・移転

場合 **・提携各社によって提供される特典** (1) 提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携 会社の責任により行います。JR 東海は、提携各社により提供されるサービスの品質を保 証するものではありません。 (2) 提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従う

ものとします。 (3) 蓄積されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有・合算及び譲渡することはできません。 (4) JR 東海は、提携会社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等に

格色喪失するものとします。 第11条(合食管轄裁判所) 会員と1R東海との間で発生する訴訟については、JR東海の本社の所在地を管轄する裁 判所をもって合意管轄裁判所とします。 第15条(法人カード会員規約と本規約の関係) 1. 本規約に定めのない事項については、法人カード規約等が適用されるものとします。 2. 本規約と法人カード規約等に定める内容が相違する場合は、本規約に定める内容を優先 して適用するものとします。 ※ 1.48 (相等のを必要なる。別で発明。

(1)前項により登録された情報の内谷に事夫と共なといい。 ある場合。
(2)登録手続が正しく完了しなかった場合。
(3)未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。
(4)その他・本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合。
4.カード使用者が本サービスを利用することを当社が承諾した場合、当社は、カード利用者に対してIDを発行する。登録手続の完了及びIDの通知は、登録手続きの完了画面への表示により行われる。
5.以下の項目に該当すると当社が判断した場合、当社は事前にカード使用者に通知することなる直おに、カード使用者の本サービス利用を停止させることができる。なお、本質第6号になる直移に、カード会員規約第13条第1項第6号に、本項第8号に該当する場合は、同時に、カード会員規約第13条第1項第6号に、本項第8号に該当する場合は、同時に、カード会員規約第13条第1項第3号に該当するものとみなす。

は第1700項目に取当する場合は、同時に、カード会員規約第13条第1項第3号に該当するものとみなす。
(1) カード使用者が本特約に違反した場合。
(2) 第2項により登録及び第3条により修正された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合。又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合。
(3)カード会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合。
(4)カード使用者が登録した。メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者へが登録した。メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者の差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産者しくは更生手裁開船の申立を行い又は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合。
(6) 法人会員又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を直接的・間接的を間おす、営利目的で、転売又は換金行為を試入。若くは実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含む)。
(7) 法人会員又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券票を購入した場合。

(第16条:反社会的勢力の排除) 1. 法人会員又はカード使用者は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

1. 広人云貝入はか「下使用者は、現代、人の各方のいうれにも該当しないことを報明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
(1)暴力団(2)暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
(3)暴力団関係企業
(4)暴力団関係企業
(5)総会居等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
(6)前各号の共生者
(7)その他前各号に準する者
2. 法人会員又はか「一使用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)風談を流布し、偽語・居川、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準する行為

2.参加中込 2.参加中込 (1) 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込 み等特別の手続きを行うことなけービスが適用されます。 (2) 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。 ・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員 ・JR 東海エクスプレス・カード (コーボレート)会員 ・JR 東海エクスプレス・カード (E 予約専用)会員

さません。 (7)ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員はJR 東海が別に定める方法により、ポイントの蓄積・引き落としを請求することができます。ただし、この請求は、JR 東海が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品・サービスの購入日から3ヶ月以内でなければなかより。

ボイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末日23時30分までとします。有効期限後に口 座に存するポインは、別に定める場合を除き、無効となり、JR東海は失効に関する一切の責 任を負いません。

ドインドの共有・台身・移転 蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有 する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有・合算・移転できません。 ①会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となる場合 ②会員が複数のカードを所持している場合 ③法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人にお いて部署(代表者)カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用 1 ついる埋金

いて節者UVXを自ハー「CUBIハハ」「サンスメロハー」 している場合 (2) ボイントの合算・移転の特例 前号にかかわらず、次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算・移 転を認める場合があります。 ①カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することとなった場合 ②その他、JR 東海及びJR 東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた

ついては、一切責任を負いません。 (5) JR 東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この 場合 JR 東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ等にてその旨をお知らせし ます。

ポイントによる特典の利用

(1) 特典は、会員に限り申じ込むことができます。 (1) 特典は、会員に限り申申込むことができます。 (2) 特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約 した他の利用者等に转換を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者に遵守 およるようします。

明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用有に遅すさせるものとします。
(3) ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
(4) 特典の利用に際し、所定の本人・確認を行う場合があります。
(5) 会員への特典に関する必要事項の通知・連絡は、エクスプレス予約ホームページによる
ほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・eメールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス
予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り・更新未了等により必要
事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR 東海は一切責任を負いません。

いません。
(6) 会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
(7) 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。RR 東海はこの利用制限を理由に、特典の払い戻し、ボイントの口座への返還、又はボイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
(8) 会員等が、提供された特典をいかなる形でも第三者への譲渡、売買、金品との交換を行ってとを禁じ上ます。

(8) 会員等が、提供されて行映でいかなのでした。 うことを禁止します。 (9) JR 東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障するいかなる責任と負いません。

するいかなる責任も負いません。
8 変更・終了の告別
(1) JR 東海は、本特約、ボイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたボイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
(2) 本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告別内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
(3) JR 東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ボイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。
(5) 特約の変更

本特別の使用も中にされます。

9、特約の変更については、JR 東海から変更内容を通知(エクスプレス予約ホームページ及本特別の変更については、JR 東海から変更内容を通知(エクスプレス予約ホームページ及びエクスプレス予約面面等による掲示を含む)、又は新特約を送付した後に、会員が本プログラムを利用した場合、変更事項又は新特約が承諾されたものとみなします。
10、この特別に定めのない事項
ポインド利用に保わる個人情報の取り扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約・特約によります。

※1 会員種例での他、合性のが成物、行物によります。
※1 会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。
・JR 東海エクスプレス・カード会員規約
・JR 東海エクスプレス・カード会員規約
・JR 東海エクスプレス・カード(法人)会員規約
・JR 東海エクスプレス・カード(法人)会員規約
・JR 東海エクスプレス・カード(と)ネス)会員規約
・JCBエクスプレスカード会員規約
・JCBエクスプレスカード会員規約
・UCエクスプレスコーポレートカード会員規約
・MUFGカードエクスプレスコーポレートカード会員規約
・DCエクスプレスコーポレートカード会員規約
・DCエクスプレスコーポレートカード(個別私い方式)会員特約
・DCエクスプレスコーポレートカード(個別私い方式)会員特約
・TS CUBICエクスプレスコーポレートカード(周別社・方式)会員特約
・JR 東海エクスプレスサービス会員規約
・JR 東海エクスプレスサービス会員規約
・アメリカン・エキスプレス®・JR 東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

JR東海EX-ICサービス規約(提携コーポレート会員)

本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

第1条 (総則)

1 本規約は、「エクスプレス予約サービス (JCB) に関する特約」「エクスプレス予約サービス (JCB) に関する特約」「エクスプレス予約サービス (UCコーポレート) に関する特約」「エクスプレス予約サービス (UCコーポレート) に関する特約」「エクスプレス予約サービス (UCコーポレート) に関する特約」「エクスプレス予約サービス (MUFGカードコーポレート) に関する特約」「エクスプレス予約サービス (TS CUBICコーポレート) に関する特約 「Jアスプレス予約サービス (TS CUBICコーポレート) に関する特約 「Jアスプレス予約サービス (TS CUBICコーポレート) と関する特約 「JR、FEX 予約サービス (TS CUBICコーポレート) と、基本の リービス (TS CUBICコーポレート) という。)の 特約とし、EX 予約サービス 特約 「JE (基本 JE Na 大力 JE Na JE N

(2)「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与

(6) EX-ICカード本体又は内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等にた場合
(7) 法人会員が、指定クレジッカード発行会社へのカード利用代金の支払いを怠った場合等、同社よりEX-ICカードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
(8) EX-IC運送契約の内容について、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
(9) 当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項の・すれかの事由に該当した場合
(10) 第22条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-IC携帯電話機の登録取消を受けた場合
(11) その他、法人会員又はカード使用者のEX-ICカードの返却を求められた場合、カード

めた場合
2. 前項により法人会員又はカード使用者がEXーICカードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEXーIC運送契約に基づく権利その他EXーICカードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかにEXーICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEXーICカードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任においてEXーICカードを処分させることができるものとします。

3. 盆人気貝は、A人気貝では、3. つきのである。 「ないた」と、「上、「トード」と、「といっている」とします。 ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX―ICカードの所有権を放棄し、 法人会員ではカード使用者の責任においてEX―ICカードを処分させることができるものとします。

4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX―ICカードに関して生じた一切の責任・債務、負担等を負うものとします。

第17条(EX―ICカードの紛失、盗難および不正使用)

1. 法人会員又はカード使用者は、EX―ICカードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察客に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスフに電話連絡を行い、EX―ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第7項の定めの他、そのために生じた一切の損害は法人会員又は由ード使用者のとと、ITカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第7項の定めの他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

(2) 法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6) 第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置関用しいう」、防護措置関制配経過後に生じた EX―ICカードの専用を下が護措置の他の所定の手続をとるものとします。

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間を下防護措置関制という。対策措置者の他の所定の手続をとるものとします。

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合にでは、指定クレジットカード発行会社の定めはよります。

5. 法人会員又はカード使用者がEX―ICカードの静発を使用、保護等業務して、は、指定クレジットカード発行会社の定めはよります。

第18条(EX―ICカードの再発行)

1. 当社は、法人会員が当社の定める要単手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX―ICカードの種別を変更して再発行することがあります。当社は、EX―ICカードにかかわる情報の管理、保護等業務し必要と判断に場合に関することがあります。対し、EX―ICカードによりを開また場合とのでは、EX―ICカードに対した場合に対した場合は、事前により人を見なりましていましても、単に対して、EX―ICカードで、EX―ICカード

す。こかれる咳嗽にの下がたいはは、ICの 下が電が変変として行れている。す。

2. 当社は、EXーICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなくEXーICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

3. 当社は、法人会員がEXーICカードの新失・盗難・製損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EXーICカードを再発行します。

4. 前各項のEXーICカードの再発行の際には、法人会員又はカード使用者は、EXーICカードを保存していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEXーICカードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任においてEXーICカードを処分させることができるものとします。

5. 法人会員は、第1項又は第3項によりEXーICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はJR東海エクスプレス・カード(提携コールート)により決済するものとします。

第19条(当社の免責事項)

第19条(当社の免責事項) 当社は、EX-ICカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負い

ません。 (1)カード使用者のEXーICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者

ません。
(1) カード使用者のEX-ICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(3) R東東本クスプレス・カード(提携コーポレー)、エクスプレス予約サービス、EX-ICカードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益
(4) 当社が第17条第1項の申し出を受領にも場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益
(4) 当社が第17条第1項の申し出を受領に場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益
(5) をKX-IC携帯電話機
(ただし、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「RR東日本」という。)が提供する「モバル Suica」サービスに登録されために限ります。)について、当社が別に定める EX-IC携帯電話機登録手続をするものとします。
2. 当社は、前項の登録手続をするものとします。
2. 当社は、前項の登録手続をするものとします。
2. 当社は、前項の登録手続をするものとします。
3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC携帯電話機とフいて、EX-IC機帯電話機とコ、たとEX-IC機帯電話機とコ、たEX-IC機・電話機とコ、ボーに表として、近に携帯電話機でコ、対が別に定める駅において登録します。
3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC機能は対象に対して、EX-IC機能は対象に定める駅において登録とます。
16 機およびJR東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)を携帯し、当社、当社指定路

10

されたEX-ICカードに固有の番号をいいます。
(3) 「記名式EX-ICカードとは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードといいます。
(4) 「非記名式EX-ICカードといいます。
(5) EX-ICカードといいます。
(5) EX-IC携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機といいます。
(6) 「提携企業」とは、法人会員又はカード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。
(7) 「当社指定路線」とは、EX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により変車することができる路線として当社が別に定める登頭音解をいいます。
(8) 「会員情報」とは、カード使用者又はカード会員規約に定める管理責任者がEX予約サービス特約(提携コーポレート)第2条の定めにより登録とた事項(EX予約サービス特約(提携コーポレート)第2条の定めにより登録とな事項とアービス特約(提携カーポレート)第2条の定めにより登録とた事項とア・ディービス特約(提携カーポレート)に定めるとろによるものとします。
第3条(本規約の変更)
1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとします。

・ 株コーボレー)に定めるところによるものとします。
第3条(本規約の変更)
1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にEX-ICサービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意にため。とみなされます。
2. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。
第2章 EX-ICサービス

第4条(EX-ICサービス)

では、一切の責任を負いません。
第2章 EX-ICサービス
第4条(EX-ICサービス)
EX-ICサービス(以下、「本サービス)という。)とは、エクスプレス予約サービスの一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下、「締結等)という。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等をすることができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下、「駅」という。)において入出場する際にEX-ICカード又はEX-IC携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約しいう。)となります。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等か高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員又はカード使用者にとって不利になる場合があります。
第5条(EX-IC運送契約の内容)
EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-ICルが差契約」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当社が別に定める「EX-ICルが差契約の場合は、当社指定路線のうち他社路線については、当社のエクスプレアとの名(利用環境、受付期間、受付時間)
1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/(以下「エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/(以下「エクスプレス予約計ームページ(bttps://expy.jp/(以下「エクスプレス予約計ームページ(bttps://expy.jp/(以下「エクスプレス予約計ームページ(bttps://expy.jp/(以下「エクスプレス予約計ームページ(bttps://expy.jp/(以下「エクスプレス予約計ーという。)により周知するものとします。
2. 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。
第7条(申込)
カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等を申し込むたちた。カード使用者

第10条(付帯サービス) 当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス(以下、「付帯サービス」という。) を法人会員又はカード使用者に提供することがあり、法人会員又はカード使用者は、当社又は提

線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。 4. EX-IC携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使

田できません。電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと 石とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負ものとします。 6. 法人会員又はカード使用者は、EX一IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要となる通信費用等を、自ら負担するものとします。 7. 法人会員又はカード使用者は、EX一IC 携帯電話機で駅において入出場するよめに必要な機器、ソフウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境(以下、利用環境という。を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX一IC 携帯電話機で駅において入出場できません。 カード使用者は、EX一IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介にた通信状態の不安定等、通常に利用できる状態にない場合、EX一IC 携帯電話機で駅において入出場でまません。

ません。
第21条(EX-IC携帯電話機としての登録期限および更新)
1. EX-IC携帯電話機としての登録期限および更新
1. EX-IC携帯電話機としての登録期限は、EX-ICカードの有効期限が満了する日までとします(EX-ICカードの有効期限が顕立されると自動的に登録期限もEX-ICカードの有効期限まで延長されます。)。ただし、当社が必要と認め法人会員又はカード使用者に通知した場合に、登録期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なくEX-IC携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

することがあります。 第22条(EX-IC 携帯電話機の登録取消) 1. 法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、会員のEX-IC 携帯電話機としての登録を取り消すないし本サービス等の提供を終了することがあります。 (1)第16条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-ICカードの返却を求められた場合。

(1)第10米第1項のいうないの学田に高言したことよりEX-ILの一下の返却を求められた場合
(2) EX-IC機帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者にEX-IC携帯電話機を使用させた場合
(3) EX-IC携帯電話機を使用させた場合
(3) EX-IC携帯電話機での表す。のでは、100米の第三者にEX-IC携帯電話機でに記録された駅における人出場に係る情報等を故意に破壊、改さん、複写、移動又は第三者に提供等した場合
(5) その他、カード使用者のEX-IC携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合
(5) その他、カード使用者のEX-IC携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合
に関して生じた一切の責任(債務)負担等を負うものとします。
第23条(EX-IC携帯電話機の約失、盗難)
1.カード使用者がEX-IC携帯電話機の約失、盗難)
1.カード使用者はカスターセンター等に電話更新し、EX-IC携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。
2. 法人会員又はかード使用者のEX-IC携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいず

るものとします。
2. 法人会員又はカード使用者のEXーIC携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条第5項の定めの他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
(1)法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合
(2)法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
(3)本規勢に違反している状況において紛失、盗難不正使用が発生した場合
(4)当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
(5)不正使用の際に会員のバスワードが使用された場合

EX予約サービス特約(提携コーポレート) (JR東海エクスプレス・カード (JR東海エクスプレス・カード (法人会員) (カード使用者) (指定クレジットカード (利用可能枠) 発行会社) 会員規約) (提携コーポレート)) エクスプレス予約サービス JCBエクスプレスカード会員規約 カード使用者 JCBエクスプレスカード 法人会員 株式会社ジェーシービー 利用可能枠 (JCB)に関する特約 エクスプレス予約サービス エクスプレス三井住友 三井住友エクスプレス (三井住方エクスプレス 会員 使用者 三井住友カード株式会社 カードのご利用枠 コーポレートカード会員特約 コーポレートカード ーポレートカード)に関する特約 エクスプレス予約サービス UCエクスプレスコーポレートカード UCエクスプレス 利用可能枠 法人会員 カード使用者 株式会社クレディセゾン (UCコーポレート)に関する特約 会員規約 コーポレートカート エクスプレス予約サービス MUFGカードエクスプレス MUFGカードエクスプレス 法人会員 カード使田者 三菱UFJニコス株式会社 利用可能枠 (MUFGカードコーポレート)に関する特約 コーポレート会員規約 エクスプレス予約サービス DCエクスプレスコーポレートカード DCエクスプレフ 利用可能枠 (DCコーポレート)に関する特約 (個別払い方式用) 三菱UFJニコス株式会社 基本会員 個人会員 (個別払い方式)会員特約 コーポレートカート (限度額) エクスプレス予約サービス DCエクスプレス (DCコーポレート)に関する特約 (一括払い方式用) 基本会員 個人会員 三菱UFJニコス株式会社

法人会員

法人会員

カード使用者

カード使用者

とに、以下の用語に読み替える

コーポレートカード

コーポレートカード

TS CUBICエクスプレス

アメリカン・エキスプレス®・

JR東海エクスプレス・

コーポレート・カード

携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により通知にます。第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め第11条(木サービス等の変更、中断、終了等)
1. 当社は、事前に法人会負及びカード使用者に通知することなく、本サービス又は付帯サービス(以下、総称して「本サービス等」という。)の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会負及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステス、機器、ネッワークその他の設備(以下、総称して「システム等」という。)を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等のとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当る場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もくはかード使用者のシステム等のアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
(1)システム等の保守、点検を行う場合
(2)システム等の保守、点検を行う場合
(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
(4)その他、当社が本サービス等の州を用意に対した場合
(4)その他、当社が本サービス等の別を申しましまします。
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って法人会員、カード使用者又は第三者に生じ木利益については、一切の責任を負いません。第12条(個別の方法)

第12条(個別の方法)
2. 前項の通知がよービスのWebサイトとは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録された。メールによって行われる場合、当社がよールを送信するときに会員情報として登録された。メールでよるででする本のとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が手にから送合とさに法人会員の所在地にが不正当に対して登録された。メールアレスに完めて行われる場合、当社が手に必要と認めが当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前2項において、会員情報として登録された。メールアドレスには、では到達しなども、当社は、通常到達すの送りには、アレジのとないます。
第13条(例外的扱い)
第44条(EX-ICカードの発行および効力)
第45条(EX-ICカードの発行および効力)
第45条(EX-ICカードの発行および効力)
第45条(EX-ICカードの発行および効力)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。
第14条(EX-ICカードの発行および効力)
1. 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のEX-ICカードを発行し、賃与します。
2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への賃与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 法人会員及びカード使用者は、善我なる管理者の注意を持ってEX-ICカード(内蔵するICチップに記録された情報を含む)を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードに記録された情報を含むうを供用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常にEX-ICカードもよびJR東海エクスプレス・カード(提携コーポレート)を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。
5. EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-ICカードは、EX-ICカードで表面に記載された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うたのとします。
第15条(EX-ICカードの有効期限はよび更新)
1. EX-ICカードの有効期限はよび更新)
1. EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

ます。
2. 前項にかかわらず、EXーICカードの有効期限前に、当社の都合によりEXーICカードを予告なく交換することがあります。
3. EXーICカードの有効期限が満了する場合、法人会員からEXーICカードの更新を希望しない旨の通知がないEXーICカードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EXーICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新た EXーICカードのも効期限が満了するまでに、有効期限を更新た EXーICカードを自動的に発行します。第16条(EXーICカードの返却等)
1. 法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、法人会員又はカード使用者に対し、EXーICカードの返却を求めるない。本サービス等の提供を終了することがあります。
(1) 本規約に違反した場合
(2) 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
(3) EXーICカードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合

(4) EX-ICカードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)又は公序良俗に反する行為に使用した場合 (5) 換金目的によるEX-IC 運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、EX-ICカードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合

(6) 第1項の申し出の内容が虚偽である場合
3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、防護措置期間内にEX-IC携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をと名のとはまり、防護措置期間内に再発した場合というには、前項各号に該当する場合を除き、第20条第5項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとはます。
4. JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレー)を紛失し、又は盗難に遭う等して、その後、EX-IC携帯電話機が第三者により不正使用岩れた場合の補償については、指定クレジットカー発行会社の定めによります。
5. 法人会員又はカード使用者がEX-IC携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭っち場合であっても、JR 東海エクスプレス・カード(提携コーポレー)を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定力によります。
74.3条(EX-IC携帯電話機の再登録)
カード使用者がEX-IC携帯電話機の約失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機(ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica]サービスに登録されたものに限ります。)をEX-IC携帯電話機として再登録します。

登録手稿を行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機(ただし、

現東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。)をEXーIC携帯電話機として再登録はます。
第25条(当社の免責事項)
当社は、EXーIC携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。
(1)カード使用者のEXーIC携帯電話機の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者が破った不利益
(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が一断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(3) JR東海エクスアレス・カード(提携コーボレード)、エクスプレス予約サービス、EXーIC携帯電話機の案内間子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(4)利用環境の変更により、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(5)当社が第23条第1項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した EXーIC携帯電話機でよる駅における人出場により、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(6) JR東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス、障害等のため、EXーIC携帯電話機で駅において人出場ができないことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
(7)一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対してJR東日本によりなされた各種の措置により、EXーIC携帯電話機で駅において人出場ができなくなったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
第7章をのしたメートで開着で駅において人出場ができなくなったことにより法人会員人カード使用者に提出のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡負手又は担保に使してはならないものとします。第77条(相数禁止)法人会員及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。第27条(相数禁止)

(限度額)

利用可能枠

利用可能枠

トヨタファイナンス株式会社

アメリカン・エキスプレス・

インターナショナル,Inc.

12

エクスプレス予約サービス

エクスプレス予約サービス

(TS CUBICコーポレート)に関する特約

(アメリカン・エキスプレス・コーポレート)

(一括払い方式) 会員特約

TS CUBICエクスプレス

アメリカン・エキスプレス®・

JR東海エクスプレス・ コーポレート・カード会員規約

コーポレートカード会員規約